

陸別町いじめ防止基本方針

日本一寒い町で育まれた
きらりと光るりくべつの子どもたち
の健やかな成長のために

平成27年3月
陸別町教育委員会

陸別町いじめ防止基本方針

目 次

はじめに	2
1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向	3
(2) いじめの防止	3
(3) いじめの早期発見	4
(4) いじめへの対処	4
(5) 家庭、地域、関係機関等との連携	4
【電話相談窓口一覧】	5
2 いじめ防止等のための取組	6
(1) 教育委員会における取組	6
① (心の育成)	
② (学校への配慮)	
③ (関係機関との連携等)	
④ (活動支援・意識啓発)	
⑤ (実態把握)	
⑥ (いじめ相談)	
⑦ (ネットトラブル)	
⑧ (附属機関)	
⑨ (いじめに対する措置)	
(2) 学校における取組	8
① (心の育成)	
② (児童生徒の取組支援・教職員の共通認識)	
③ (学校いじめ防止基本方針)	
④ (学校いじめ防止基本方針の公表等)	
⑤ (校内組織等)	
⑥ (情報交換・校内研修)	
⑦ (いじめ相談)	
⑧ (いじめの初期対応)	
⑨ (支援・指導・助言)	
⑩ (外部人材の協力・教育的配慮)	
⑪ (警察署との連携)	
⑫ (児童生徒の特性に対する配慮)	
3 重大事態等への対処	11
(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等	11
(2) 調査の主体、組織、方法等	11
(3) 調査結果の取扱い	12

陸別町いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月

陸別町教育委員会

はじめに

陸別町では、「家庭はあたたかく」「学校はたのしく」「地域はあかるく」を合い言葉に、「町ぐるみで育むきらりと光るりくべつの子ども」を目指すべき子ども像とし、児童生徒にとって安全・安心な学校を目指した教育活動を推進している。

そのような中であって、いじめ根絶に向けての取り組みを一層充実させることは、本町の教育の質的向上を図る上でも重要な意味を持つものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の施行に伴い、陸別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、全ての児童生徒が安心して生活を送り、共に学び合うことができる環境を地域全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものである。

参考：【法第 2 条・第 11 条・第 12 条関係】

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止基本方針）

第 11 条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは絶対に許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから児童生徒を救うためには、児童生徒を見守る大人一人一人が「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも、いつでも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」、「いじめ問題の解決は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童生徒との望ましい信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

(2) いじめの防止

全ての児童生徒をいじめに向かわせないためには、教職員と学校関係者、関係機関等が一体となった、継続的な取組の推進が必要である。

その取組を通して、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、児童生徒がいじめを生まないために主体的に活動をするなど、学校や地域社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努めなければならない。

参考：【北海道高等学校「倫理」「現代社会」研究会・第48回研究大会：日本教育新聞より】

いじめは大人社会の縮図

この授業実践の狙いは、世間で何となく使っている、いじめを正当化する理屈についてどう思うか問いかけることで、自分たちの頭でよく考えてみると、それらの理屈が成立しないことを自ら気づかせること。そしていじめの予防につなげることにある。

いじめを正当化する理屈「3つの問いを授業展開」

問1 「いじめられる側にも原因がある。だから、いじめはあっても仕方がない」

問2 「遊びとしての【いじり】は、相手の反応を見てやっている。だから、いじめになる心配はない」

問3 「いじめは今までもあったし、これからはなくならないと思う。だから、いじめについて議論すること自体、無駄・無意味である」

「いじめはいけないことである」との社会における共通理解が広まりつつある現在でも、こうした理屈が大人の口から聞かれることがあるように思う。

大人である教師の想いが重要

いじめは大人社会の縮図であると言える。だからこそ大人である教師の想いが重要である。

想いを持った身近な大人の背中を見せることによって、現実を理想に近づけようとする行動に移し始める者が確実に出てくると考える。

教師自身が例外ではない大人社会全体の問題に向き合っているのだという意識を明確に持つことが必要と考える。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童生徒のわずかな変化にも気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童生徒をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から対応することや、いじめを受けた児童生徒はもちろん周囲の児童生徒からも相談を受けられるような信頼関係を構築しておくことが、学校及び家庭には求められ、いじめの早期発見につながる。

また、定期的な実態調査や教育相談の実施、電話窓口等の相談機関を児童生徒及び保護者に周知するなど、児童生徒等がいじめを訴え、又は通報しやすい体制を整えることにより、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努めるものとする。

(4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童生徒や通報した児童生徒の安全を最大限に確保した上で、いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行うほか、いじめを受けた児童生徒はもちろん周囲の児童生徒の心のケア等の支援が必要である。また、双方の保護者に対しても、誠実かつ組織的な対応に努めなければならない。

事実関係に基づいた実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うために、学校はいじめ問題に対応するための校内体制及び組織を整備し、教職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すために、学校は家庭、地域、関係機関等との連携を深める必要がある。

P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設けるほか、各学校が行う体験活動や学校支援地域本部等の活動の充実により、児童生徒たちが地域の大人と関わる機会を多く設定することは、いじめの未然防止及び早期発見につながるものと考えられる。

また、警察や児童相談所等との適切な連携を進めるため、陸別町児童生徒生活指導連絡協議会等を活用した情報交換会や連絡会議を開催するなど、平素から情報の共有を図る必要がある。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておくことが求められる。

【電話相談窓口一覧】

相談窓口		電話番号	相談時間
教育相談電話（無料）	道立教育研究所	0120(3882)56	毎日24時間
		0120(3882)86	毎日10:00-17:00
メール相談	道立教育研究所	Doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
少年相談110番	北海道警察本部	0120(677)110	月～金8:45-17:30
教育相談電話	北海道立特殊教育センター	011(612)5030	月～金8:45-17:30
子ども家庭相談	十勝こども家庭支援センター	0155-22-3322	毎日24時間
いじめ不登校相談	十勝教育局	0155-23-4950	月～金8:45-17:30
北海道いのちの電話	社会福祉法人 いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間
チャイルドライン	チャイルドライン センター	0120-99-7777	月～土16:00～21:00

2 いじめ防止等のための取組

(1) 教育委員会における取組

(心の育成)

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、全教育活動を通じた道徳教育や、好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進することができるよう、事業等の充実を図る。

(学校への配慮)

- ② 「陸別町教育行政執行方針」にいじめ問題への対応について示すなど、学校において、いじめ防止等に向けた取組が推進されるよう配慮する。

(関係機関との連携等)

- ③ 陸別町児童生徒生活指導連絡協議会等の一層の充実により、学校間、関係機関との連携強化を図る。

(活動支援・意識啓発)

- ④ 児童生徒が主体的・自発的に行ういじめ防止に資する活動を支援するとともに、児童生徒、保護者、教職員等の意識啓発について必要な措置を講ずる。

(実態把握)

- ⑤ いじめの早期発見及び実態把握のため、Q-Uテスト等の定期的な調査等を実施する。

(いじめ相談)

- ⑥ 児童生徒、保護者、教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう、児童生徒支援アドバイザー、スクールカウンセラー等の派遣を行う。

(ネットトラブル)

- ⑦ 携帯電話、スマートフォン、インターネット等を通じて行われるいじめ防止に向けた情報モラルやネットトラブル等に関する研修を実施する。

(附属機関)

- ⑧ いじめ防止等の対策を実効的に行うために、その必要が認められる場合に、教育委員会に専門的知識を有する外部人材等からなる附属機関を設ける。

(いじめに対する措置)

- ⑨ 法第23条第2項の規定による報告を受けた場合に、必要に応じて学校に対しての支援若しくは必要な措置についての指示又は調査を行う。

参考：【法第23条関係】

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(以下条文略)

(2) 学校における取組

(心の育成)

- ① 児童生徒の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や、好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努めるなど、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。

(児童生徒の取組支援・教職員の共通認識)

- ② 児童生徒が主体的・自発的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援するとともに、「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも、いつでも起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない。」という毅然とした態度により、全ての児童生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

(学校いじめ防止基本方針)

- ③ 学校は国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」、「北海道いじめ防止基本方針」及び「陸別町いじめ防止基本方針」を参酌し、各校の実情に応じて、いじめの防止等のための学校の基本的な方針を定める。

(学校いじめ防止基本方針の公表等)

- ④ 学校において定めた基本的な方針については、各学校の児童生徒指導の全体計画の中に適切に位置付けるほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るように努める。

(校内組織等)

- ⑤ 法第22条の規定に基づき、学校はいじめの防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する外部人材の活用も検討する。

参考：【法第22条関係】

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(情報交換・校内研修)

- ⑥ いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。

(いじめ相談)

- ⑦ 児童生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境作りに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

(いじめの初期対応)

- ⑧ いじめについて通報を受けたり、事実が確認されたりした場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、その内容を教育委員会に報告する。

(支援・指導・助言)

- ⑨ いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒や通報した周囲の児童生徒を守り通すことを前提に、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。

(外部人材の協力・教育的配慮)

- ⑩ 関係児童生徒や保護者への支援、指導及び助言は、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的知識を有する外部人材の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行う。また、いじめを受けた側と行った側との間に争いなどが生じることがないように、協力を依頼した外部人材との間で、当該事案に関する情報共有を適切に図る。

(警察署との連携)

- ⑪ いじめの内容が犯罪として取り扱われるべき行為であると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。また、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる危険性や、事実が認められた場合は、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

(児童生徒の特性に対する配慮)

- ⑫ 発達障害等のある児童生徒への指導は、特別支援教育に関する校内委員会と協同するとともに、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該児童生徒の特性に配慮して対応する。

3 重大事態等への対処

(1) 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害があった場合などが想定される。

同条同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。

学校は、当該事案が重大事態であると認められる場合、速やかに教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

参考：【法第28条関係】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体になることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、学校の設置者が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等により行う。

調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係又は利害関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性・中立性を確保し

た上で効果的に実施されるよう留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものでもあることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理については万全を期する。

(3) 調査結果の取扱い

調査結果については、町長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「陸別町個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。